個人情報の取扱いおよび反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について

１．個人情報の取扱について

当金庫は「東北ろうきん復興支援・社会貢献団体助成金制度申請書」に記載の個人情報につきまして、東北ろうきん復興支援・社会貢献団体助成金制度2020年度募集の選考の範囲に限り利用いたします。また、選考の結果、助成金交付団体については、団体名、所在地、活動内容の概要、助成金額を当金庫ディスクロージャー誌およびホームページで公表いたします。

※申請書類はお返しいたしません。必要な場合はコピー等をお願いいたします。

※審査経過及び合否の理由などについてのお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

２．反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について

当団体は、次の（1）に定める暴力団員等および同各号のいずれかに該当し、もしくは（2）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知によりこの申込が取り消しされても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切当団体の責任といたします。

（1）貴金庫との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）および次の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、これを確約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（2）自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為